

***** あなたの情報の提供に関する注意事項 *****

令和 7 年 2 月 松阪市

■ どういう制度なの？

「避難行動要支援者名簿」とは、災害が発生または発生するおそれがある場合に、ご自身やご家族などの支援だけでは避難することが難しく、特に支援が必要な方を記載した名簿です。

今回の同意確認書は、災害時に、あなたの避難を支援できる体制を整えるため、あなたの情報を普段から提供することについて同意をいただくものです。

ただし、災害の発生時には同意がされていなくとも、名簿情報を避難支援等関係者に提供することがあります。

なお、対象者の抽出は令和 7 年 1 月 1 日時点としているため、現状との相違がある場合もあります。また、住民票をもとに抽出しているため、「世帯分離」をしている方など、実際は同居家族がいる世帯にも送付していることがあります。

■ 家族と同居している場合や施設にいる場合でも対象となりますか？

家族の支援を受けて避難できる方、施設等に入居されている方は対象となりません。同意確認書の「2 同意しません」に○をしていただき、理由欄にチェックをお願いいたします（理由が「その他」に該当する方は、理由もご記入ください）。

■ 誰に、どんな情報を提供するの？

（提供する先）

住民自治協議会、自治会や町内会、消防団、民生委員児童委員連絡協議会など

（提供するあなたの情報）

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④お住まいの住所
- ⑤同意確認書に記載されたあなたの電話番号及び緊急時の連絡先
- ⑥通知書に記載されている事由（該当要件）

（裏面へ）

■ 情報が提供されると災害のときに助けてもらえるの？

支援する方自身やその家族の安全が確保された上で、避難を支援することが前提となるため、同意したからといって、必ず避難の支援等が受けられることを保証するものではなく、避難を支援する方が法的な責任や義務を負うこともありません。

しかし、普段からあなたの情報を避難支援等関係者へ提供することにより、地域内であなたのことを気にかけてくださる方が増えることにより、災害発生時には安否確認や避難の支援を受けられる可能性が高まります。

■ 個人情報の取扱いはどうなるの？

名簿の提供を受けた避難支援等関係者には守秘義務が課せられることとなります。市としては、名簿受領時には正当な理由なく漏洩すること、必要以上に複製することを禁止することについて誓約いただくなど、必要な措置を講じます。

■ 名簿に同意した後、やっぱりやめたいときは？

一度同意された場合は、変更の申出がない限り、自動継続となります。

変更したい場合にはその旨、防災対策課(☎ 0598-53-4313)までご連絡ください。

■ 今回同意しないと、今後はもう同意できないの？

同意はいつでも可能です。同意確認書を紛失された場合には、防災対策課(☎ 0598-53-4313)までご連絡ください。

■ 同意しない場合は助けてもらえないの？

災害発生時には同意の有無に関わらず、被災者の救助は最優先事項となります。同意しない方については、平時における避難支援等関係者への情報提供は行いませんが、災害発生時には、その被災状況によっては、同意がされていなくても、名簿情報を避難支援等関係者に提供することがあります。

以 上